

子ども性暴力防止法の 施行等について

子どもをまもろう みんなでまもろう



【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン等)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。
- ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行日:令和8年12月25日

※ 本頁から4頁及び6頁は、こども家庭庁「[こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況](#)」より抜粋。

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。（ガイドラインP15～24）
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



学校の先生



保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する

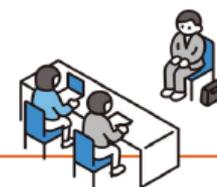


事務職員



送迎バスの運転手

など

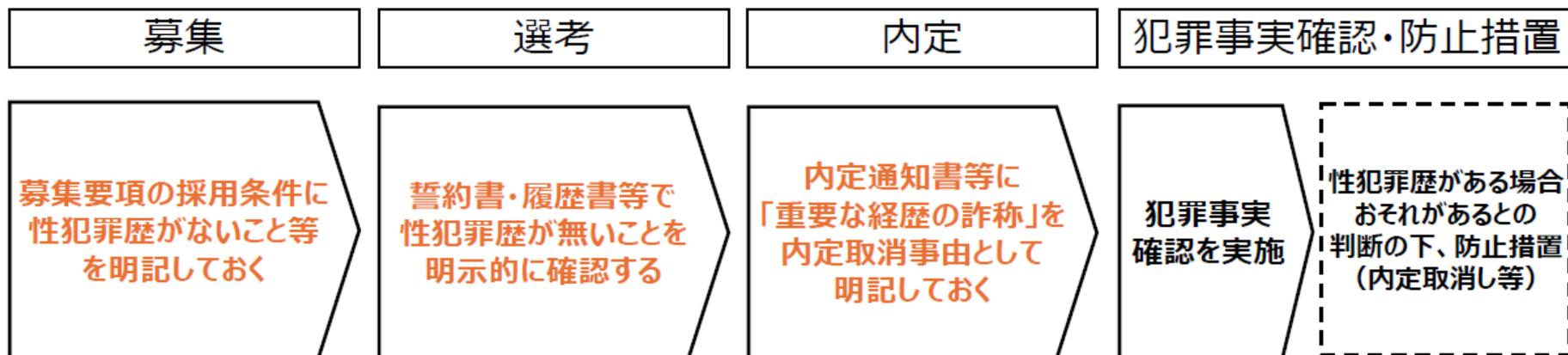


事業者が採用に当たって行うべきこと

- 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

採用段階ごとに必要な作業のイメージ



※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

※ 雇用関係の書類のひな型（こども家庭庁掲載HP）：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

採用時等におけるデータベースの活用と犯罪事実確認義務について

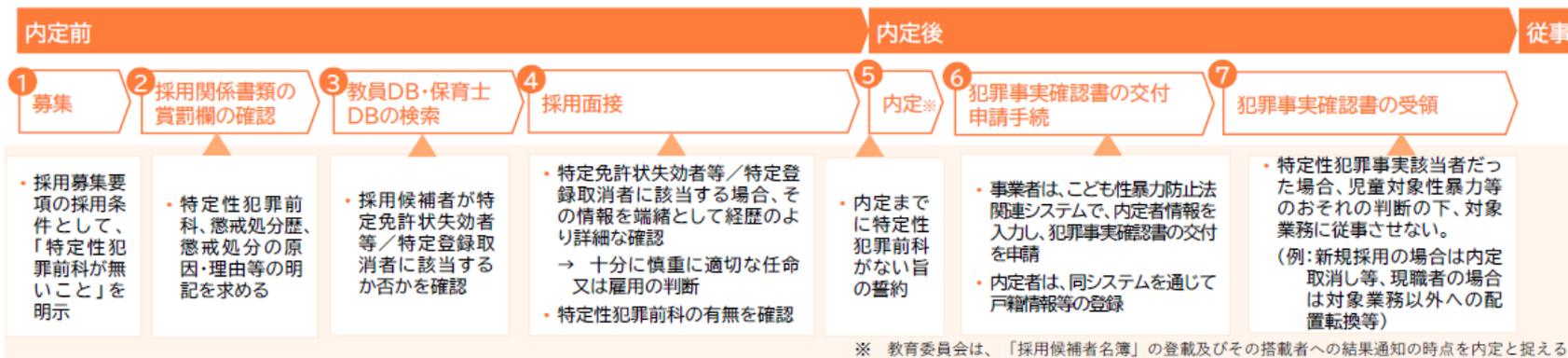
児童福祉法においては、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するものとされています（児童福祉法第18条の36第3項）。こども性暴力防止法施行後は、内定前にデータベースを活用したうえで、内定後にさらに犯罪事実確認を行う二段階の手続きを経ることになります。

教育職員等・保育士の採用手続フロー

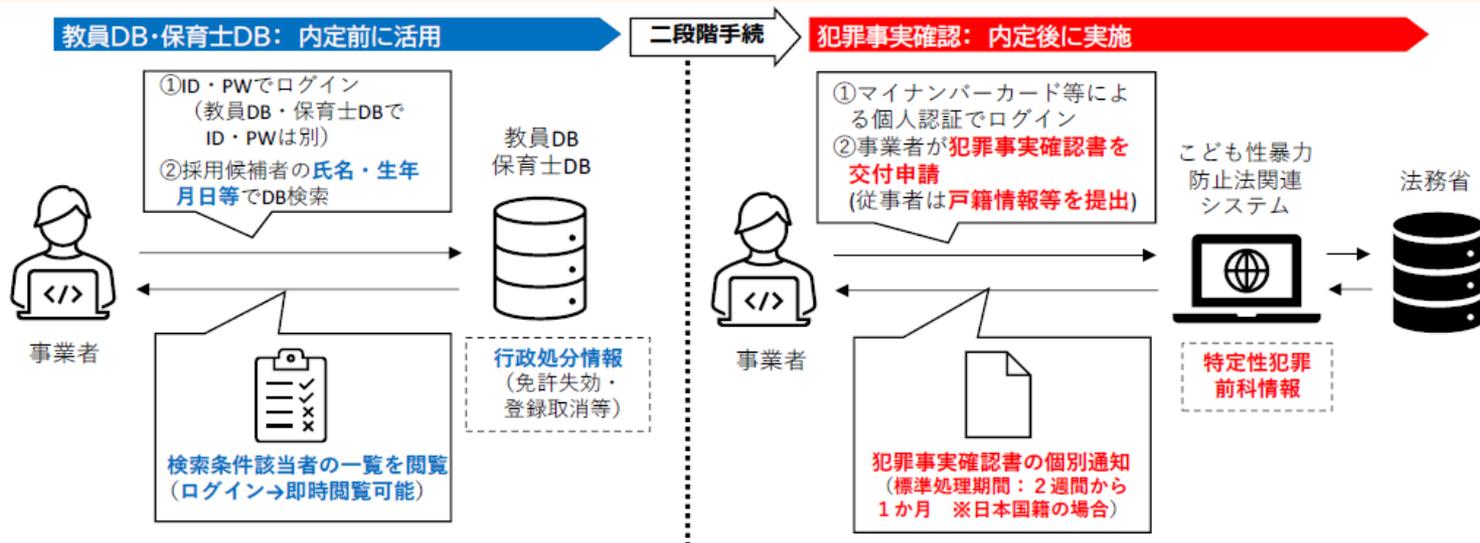
※こども性暴力防止法施行ガイドラインP206より

こども性暴力防止法
こども家庭庁

- こども性暴力防止法施行後に、同法に定める犯罪事実確認と、教員性暴力等防止法データベース（教員DB）及び保育士特定登録取消者管理システム（保育士DB）を活用した行政処分歴の確認手続は次のとおりとなる。



※ 教育委員会は、「採用候補者名簿」の登載及びその搭載者への結果通知の時点を内定と捉える



今後の法施行までのスケジュールについて



令和8(2026)

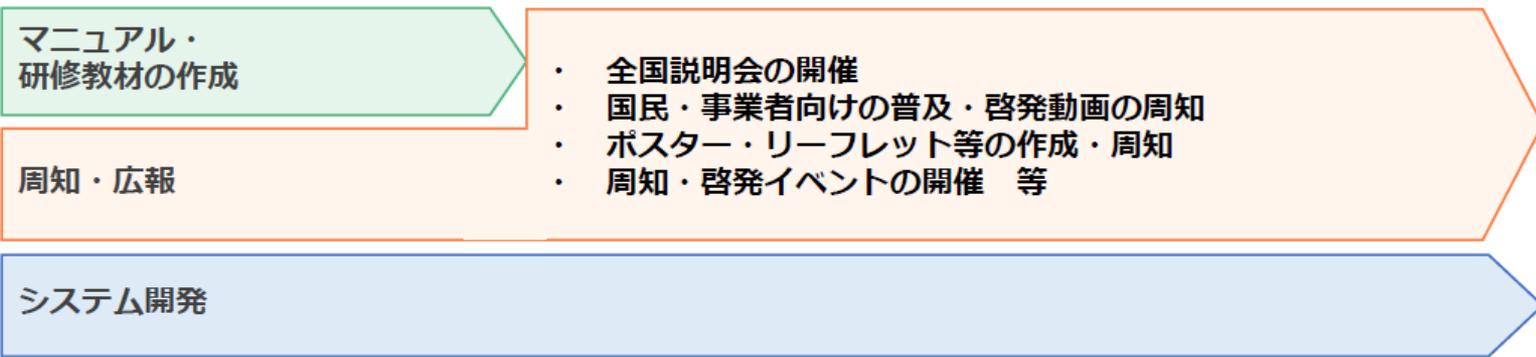
12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

▲
ガイドライン
策定

▲
マニュアル・研修教材
公表(予定)

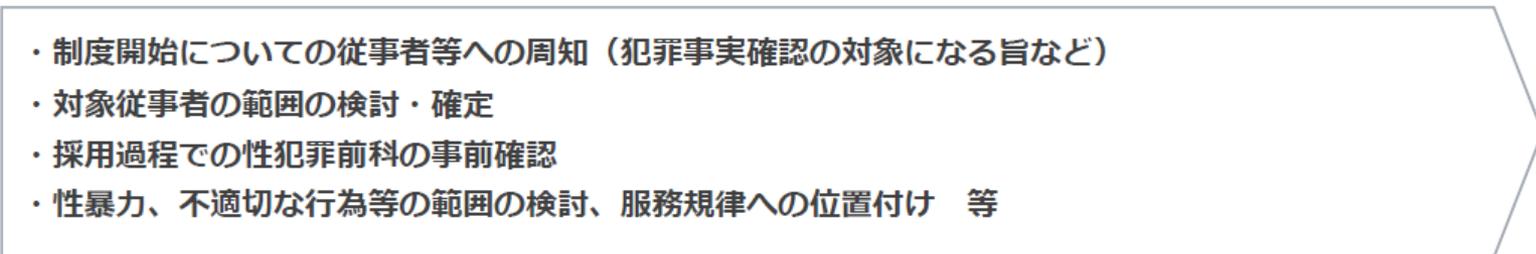
▲
法施行
(12月25日)

国における対応
(関係府省庁で
協力して実施)

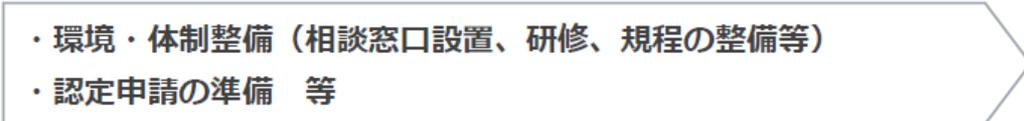


<事業者における準備事項>

犯罪事実確認
防止措置



安全確保措置
等



※ GビズIDの取得については、「[2.2 こども性暴力防止法施行に伴う「GビズID」の事前取得について](#)」参照

こども性暴力防止法施行ガイドライン

こども家庭庁において、法の施行に向けて、法の内容等について解説する「[こども性暴力防止法施行ガイドライン](#)」（以下「[ガイドライン](#)」という。）を用意しています。保育所設置者の主な講ずべき措置とガイドライン掲載ページは、下表のご参照ください。

【保育所設置者が講ずべき安全確保措置】（保育所に関するものを抜粋・一部要約）

措置	条文	項目	内容	ガイドライン
初犯防止	第5条	児童対象性暴力等を把握するための措置	保育所設置者は、児童等との面談その他の保育士等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。	P129
	第7条	児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置	保育所設置者は、保育士等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。また、保育所設置者は、児童等が保育士等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。	P139
	第8条	研修の実施	保育所設置者は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を保育士等に受講させなければならない。	P118
防止措置	第6条	犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置	保育所設置者は犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、児童対象性暴力等を把握した状況、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を保育士等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。	P139
再犯防止	第4条	犯罪事実確認義務等	保育所設置者は、保育士等としてその本来の業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに「犯罪事実確認書」による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならない。	P162

※ 次頁の「指針」と重複する措置については、既に実施済みの場合、同様の措置を講じる必要はないとされています。（ガイドラインP115）

保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針

令和4年6月の児童福祉法の改正により、児童に性暴力等を行った保育士に対する登録取消しや再登録の制限などの資格管理が厳格化されました。令和7年3月に策定された「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「指針」という。）は、この改正を踏まえた、保育士による児童生徒性暴力等に対処する施策推進を目的としたものです。

【指針の主な内容】（保育所等に関するものを抜粋・要約）

施策	項目	内容
児童生徒性暴力等の防止	保育士に対する啓発	保育所等においては、全ての保育士の共通理解を図るため、効果的な研修の工夫等の取組みの充実を図ること。
	児童及び保護者に対する啓発	児童及び保護者に対して、何人からも性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと、及び被害を受けた際の保護及び支援について周知啓発に努めること。
	その他	被害を未然に防止する観点から、環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な支援体制の構築など、予防的な取組等を強化すること。
児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処	早期発見のための措置及び相談体制の整備	児童生徒性暴力等の早期発見のため、市町村及び保育所等は、保護者や保育士に対する定期的なアンケート調査や相談の実施等により、被害を把握するための体制を整えること。
	任命権者等による都道府県への報告	任命又は雇用する保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
	所轄警察署への通報等	犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものについては、任命権者等はためらうことなく所轄警察署と連携して対処すること。
保育士の任命又は雇用	保育士の任命・雇用時のデータベースの活用等	保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする。データベースの活用は、保育士の任命、雇用以外の用途に活用してはならない。

【関連資料】

- 資料「[4.3 保育士特定登録取消者管理システムについて](#)」
- こども家庭庁「[児童生徒等に対し性暴力等を行った保育士への厳正な対応について](#)」
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>

こども性暴力防止関係資料掲載HPの案内（再掲）

関係資料を掲載する、こども家庭庁のホームページは以下のとおりです。

- こども性暴力防止法
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)
事業者向けリーフレットや法令、ガイドライン、就業規則等の参考例、通知類の各種資料を掲載。
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
 - こども性暴力防止法ガイドライン
法の内容、運用について詳細に解説するもの。
[こども性暴力防止法施行ガイドライン](#)（PDFリンク）
 - こども性暴力防止について（概要）
法施行の概要を説明するこども家庭庁資料。（本資料は下記資料を参考に作成。）
[こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について](#)（PDFリンク）
 - 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
児童福祉法の改正に伴い、保育士による児童生徒性暴力等に対処する施策推進を目的としたもの。
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>
- ※ こども性暴力防止法に関するQ & A
今後、こども家庭庁HP等に掲載される予定。